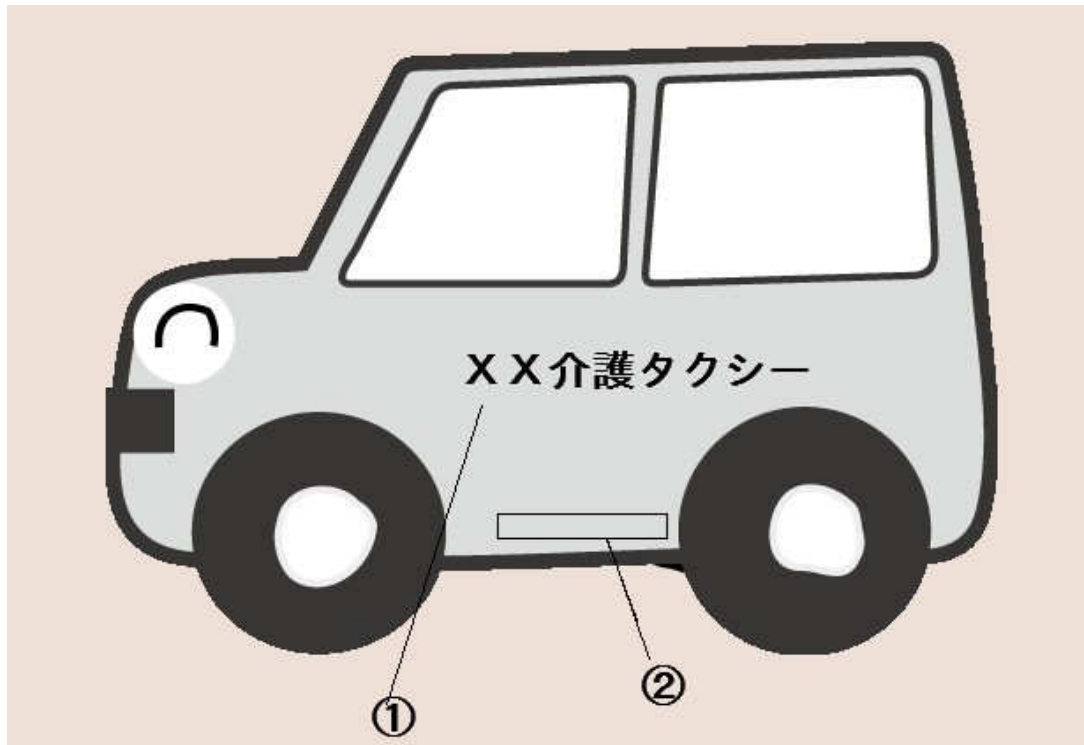


車外表示要領



- ①事業者の氏名、名称又は記号(通称名等を含む)
 - ②「限定(民間患者等輸送車)」又は「限定(福祉)」の文字
- ・文字は、ペンキなどによる横書きとし、自動車の両側面に行う。
 - ・文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。